

加盟団体規則 新旧対照表(案)

現 行	改 定	備 考
<p>(登録料(分担金))</p> <p>第8条 都道府県サッカー協会は、毎年5月末日までに、次項に定める方式により算出された登録料(分担金)を、本協会に納付しなければならない。</p> <p>2 登録料(分担金)の金額は、次の各号の合計金額とする。</p> <p>(1) 第1種加盟チーム数 × 7,000円</p> <p>(2) <u>第1種加盟チーム選手数 × 2,000円</u></p> <p>(3) 第2種加盟チーム数 × 2,500円</p> <p>(4) <u>第2種加盟チーム選手数 × 1,000円</u></p> <p>(5) 第3種加盟チーム数 × 2,500円</p> <p>(6) <u>第3種加盟チーム選手数 × 700円</u></p> <p>(7) 第4種加盟チーム数 × 2,500円</p> <p>(8) <u>第4種加盟チーム選手数 × 0円</u></p> <p>(9) 女子加盟チーム(年齢を制限しない選手により構成される、又は日本女子サッカーリーグに加盟する)数 × 7,000円</p> <p>(10) 女子加盟チーム(12歳以上18歳未満又は高等学校・中学校在学中の選手により構成される)数 × 2,500円</p> <p>(11) <u>女子加盟チーム選手(18歳以上)数 × 2,000円</u></p> <p>(12) <u>女子加盟チーム選手(15歳以上18歳未満又は高等学校在学中)数 × 1,000円</u></p>	<p>(登録料(分担金))</p> <p>第8条 都道府県サッカー協会は、毎年5月末日までに、次項に定める方式により算出された登録料(分担金)を、本協会に納付しなければならない。</p> <p>2 登録料(分担金)の金額は、次の各号の合計金額とする。</p> <p>(1) 第1種加盟チーム数 × 7,000円</p> <p>(2) 削除</p> <p>(3) 第2種加盟チーム数 × 2,500円</p> <p>(4) 削除</p> <p>(5) 第3種加盟チーム数 × 2,500円</p> <p>(6) 削除</p> <p>(7) 第4種加盟チーム数 × 2,500円</p> <p>(8) 削除</p> <p>(9) 女子加盟チーム(年齢を制限しない選手により構成される、又は日本女子サッカーリーグに加盟する)数 × 7,000円</p> <p>(10) 女子加盟チーム(12歳以上18歳未満又は高等学校・中学校在学中の選手により構成される)数 × 2,500円</p> <p>(11) 削除</p> <p>(12) 削除</p>	<p></p> <p>都道府県協会にて選手登録</p> <p>料徴収を一本化</p>

(13) <u>女子加盟チーム選手(12歳以上15歳未満又は中学校在学中)数</u> <u>× 700円</u>	(13) 削除		
(14) シニア加盟チーム数 × 7,000円	(14) シニア加盟チーム数 × 7,000円		
(15) <u>シニア加盟チーム選手数 × 1,500円</u>	(15) 削除		
(16) フットサル第1種加盟チーム数 × 3,000円	(16) フットサル第1種加盟チーム数 × 3,000円		
(17) <u>フットサル第1種加盟チーム選手数 × 1,000円</u>	(17) 削除		
(18) フットサル第2種加盟チーム数 × 2,000円	(18) フットサル第2種加盟チーム数 × 2,000円		
(19) <u>フットサル第2種加盟チーム選手数 × 700円</u>	(19) 削除		
(20) フットサル第3種加盟チーム数 × 2,000円	(20) フットサル第3種加盟チーム数 × 2,000円		
(21) <u>フットサル第3種加盟チーム選手数 × 500円</u>	(21) 削除		
(22) フットサル第4種加盟チーム数 × 2,000円	(22) フットサル第4種加盟チーム数 × 2,000円		
(23) <u>フットサル第4種加盟チーム選手数 × 0円</u>	(23) 削除		
[改正]	[改正]		
2019年9月12日	2019年9月12日		
2021年1月21日	2021年1月21日		
2021年4月8日	2021年4月8日		
	2022年1月20日		
	<u>2023年12月14日(2024年4月1日施行)</u>		
			新年度登録時より施行